

監 査 報 告 書

2021（令和3）年5月21日

学校法人 立命館
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 立命館

監事（常勤） 佐上 善和 ㊟

監事 渡部 靖彦 ㊟

監事 頼 政忠 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人立命館寄附行為第16条第1項第4号にもとづき、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までの2020（令和2）年度における学校法人立命館の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査を実施しましたので、その結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人立命館の業務に関する決定及び執行又は理事の業務執行は適正であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上